

## 住民監査請求の受理について

4月6日（月）、札幌市在住の個人（以下「請求人」という。）から地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求書（札幌市職員措置請求書）が提出され、この度、監査委員はこれを受理いたしました。

### 【請求の趣旨】

- ・白石区役所保護課では、市の財産である非常食（注）について適切な管理及び有効活用がなされておらず、このことは地方自治法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」に該当する。
- ・よって、監査委員は同保護課での非常食の管理及び給付の実態について調査を行い、市に損害が生じていると認められる場合には、市長に対し、損害賠償請求その他必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

（注）区役所保護課では、相談窓口に来所され、生活保護の申請には至らないものの一時的に生活に困窮されている方等への緊急避難的な対応として、災害用非常食（アルファ化米）を給付しています。また、生活保護を受給されている方に対しても、事情やむを得ないと認められる場合には同様に給付しています。

### 【陳述の場について】

請求人に対して陳述の場を設けますが、請求人からの要請により非公開とします。

### 【今後の予定】

請求があった日から60日以内（6月5日まで）に監査を実施し、結果は請求人に通知するとともに公表します。